

日本博物館協会 御中

文化庁企画調整課長

### 学芸員の採用における学芸員資格を確認する際の柔軟な対応について（依頼）

博物館において学芸員を採用するに当たっては、博物館法第5条に基づき、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したことを確認する必要があります。各博物館では、学芸員となる資格を有するかどうかを確認するため、大学等において発行される成績証明証等の提出を求めているものと存じます。

成績証明証等の提出においては、大学等の発行する原本しか認めない場合がありますが、例えば、任期のある職について同一の者から継続して応募がある場合や、過去に学芸員として採用された経験のある者から応募がある場合など、必ずしも原本の提出を求めなくとも、過去の書類や写しを確認するなどにより十分に当該書類で証明される事項等の真正性を確認できる場合もあります。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な手続きを電子化し、オンラインで行う必要性が高まる中で、学芸員資格の確認についても、このような場合を含め、電子化やオンライン化にできる限り配慮した柔軟な対応を行うことは重要です。

については、学芸員の採用に当たっては、一定の条件下においては、成績証明証等の原本のみならず、コピーやPDF等の電子化された過去の書類による確認を行うなどの、電子化やオンライン化にできる限り配慮した手続きの柔軟化についてご検討下さるようお願いいたします。

貴協会においては、本件について、関係機関に対して周知されるようお願いいたします。

（参考）

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

本件連絡先 文化庁企画調整課 電話：03-6734-4833(直通) メール：s-kikaku@mext.go.jp
--